

田原市談合情報処理実施要領

(情報の確認及び調書の作成)

第1条 田原市職員は、田原市が発注する建設工事、委託業務、物品の調達、物品売払い等の契約（以下「建設工事等」という。）について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合には、可能な限り当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認の上、直ちに談合情報報告書（様式第1号）により、速やかに財政課長（財政課に主幹を置く場合には、財政課長又は財政課主幹。以下同じ。）へ報告するものとする。
(報告)

第2条 財政課長は、前条により談合情報の報告を受けた場合には、速やかに田原市入札審査会（以下「審査会」という。）の会長に報告する。
(審議)

第3条 審査会の会長は、前条により報告を受けた場合、必要に応じて審査会を開催し、審査会において第6条から第8条までに規定する手続（以下「具体的な対応」という。）をとることの是非を審議する。なお、入札（電子入札の場合にあっては、開札。以下同じ。）後に談合情報を把握した場合には、公表された入札結果項目に留意するものとする。

(公正取引委員会への通報)

第4条 財政課長は、具体的な対応をとることとした談合情報については、様式第2号により、原則として手続の各段階において公正取引委員会への情報提供を行う。なお、入札の決定などについて逐次かつ速やかに報告するとともに、今後の対応などの判断を公正取引委員会に仰ぐこととする。

(報道機関への対応)

第5条 財政課長は、具体的な対応をとることとした談合情報については、原則として手続の各段階において報道機関に対応状況の情報提供を行う。

(入札執行前に情報を把握した場合)

第6条 入札執行前に情報を把握した場合には、原則として、次に掲げる対応を行う。

- (1) 財政課長は、あらかじめ入札参加者に、「談合情報があったため、入札は行うものの落札決定を保留し調査を行う」旨を通知する。
- (2) 入札を執行し、落札決定については保留する。
- (3) 審査会において、次のいずれかの区分により対応することを決定する。

ア 談合情報と入札結果が合致しない場合

落札決定をし、契約を締結する。

イ 談合情報と入札結果が合致（一部合致を含む。以下同じ。）する場合

入札の結果、情報項目と合致する事項があるときは、財政課長は入札参加者に対して事情聴取を行う。事情聴取結果については、事情聴取書（様式第3号）を作成する。

(7) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号）第108条第3号の規定に

基づき、入札を無効とする。また、公正取引委員会及び警察に通知等を行う。

(イ) 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと確認されない場合には、入札参加者から、誓約書（様式第4号）を提出させた後、落札決定をし、契約を締結する。

（入札執行後に情報を把握した場合）

第7条 入札執行後契約前に情報を把握した場合には、原則として、次に掲げる対応を行う。また、審査会が談合情報について信憑性があると認めたときは、財政課長は全ての入札参加者に対して速やかに事情聴取を行う。聴取結果については、事情聴取書（様式第3号）を作成する。

(1) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、財政課長は、田原市財務規則第108条第3号の規定に基づき、入札を無効とする。また、公正取引委員会及び警察に通知等を行う。

(2) 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと確認されない場合には、財政課長は、入札参加者から、誓約書（様式第4号）を提出させた後、落札者と契約を締結する。

（個別手続の手順等）

第8条 第6条及び第7条に定める事情聴取等の手続については、次に掲げる事項に留意して行うこと。

(1) 各課からの報告

財政課長への報告は、原則として建設工事等の担当課長が速やかに行う。

(2) 公正取引委員会への通報

公正取引委員会へは、手続の各段階での事情聴取書、入札執行調書等の写しを送付するものとするが、審査会の承認を得た場合は、最後にまとめて送付することができる。

(3) 事情聴取の方法等

ア 事情聴取は、事情聴取手順（様式第3号別紙）により、財政課及び建設工事等の担当課に所属する複数の職員により行うこと。

イ 事情聴取は、対象業者に来庁を求め、公正取引委員会、警察に通知（通報）することがある旨伝えた上で、聴き取りを行う。

ウ 聴取結果については、事情聴取書（様式第3号）を作成する。

(4) 誓約書の提出

誓約書は、様式第4号を参考に事情聴取の対象者から提出させる。

（所掌事務）

第9条 談合情報処理実施に係る審査会及び関係職員の所掌事務については、次のとおりとする。

(1) 審査会

ア 談合情報の信憑性を確認し、調査の必要性について審議する。

イ 財政課長から談合情報についての報告があった場合に、報道発表及び公正取引委員会への情報提供の必要性を審議する。

ウ 入札の無効について審議する。

エ 契約を解除する必要性を審議する。

オ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）所定の公正取引委員会への通知及び警察への通報の必要性を審議する。

(2) 建設工事等の担当課長

ア 談合情報があった場合に、財政課長に報告する。

イ 契約を解除する。

(3) 財政課長

ア 談合情報について、審査会の会長に報告する。

イ 公正取引委員会に情報提供を行う。

ウ 公正取引委員会、警察へ通知・通報する。

エ 談合情報が落札決定前にあれば、落札決定を保留する。

オ 入札参加者に対する事情聴取を行う。

カ 入札無効の通知をする。

キ 入札参加者から誓約書を提出させる。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

田原市談合対応マニュアル及び談合情報による入札参加業者のくじ実施要領は廃止する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

談 合 情 報 報 告 書

財政課長 様

課長

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分			
情報提供者	住 所			
	氏名等	氏名	(匿名) 男・女	歳位
	手 段	電話	書面	面接 報道
工事 (業務・物件) 名				
入札 (予定) 日時	年 月 日 () 時 分			
落札 (予定) 業者				
情 報 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・落札予定業者、金額、落札率 ・談合等に関与した業者名 ・落札予定業者の決定方法 ・物証 (録音テープ、写真、メモ等) の有無 ・その他 			
応 答 の 概 要				
対 応 職 員 名				

公正取引委員会
事務所長 殿

田原市長

談合情報に関連する資料の送付について

田原市が発注する（建設工事名等）の入札に係る談合情報について、別添資料を送付します。

記

談合情報報告書（写し）

事情聴取書（写し）

入札執行調書（写し）

誓約書（写し）

その他

様式第3号

事情聴取書

- 1 工事（業務・物件）名
- 2 事情聴取日時 年 月 日（ ） 時 分
- 3 事情聴取場所
- 4 事情聴取者（所属、氏名）
- 5 事情聴取対象者（業者名、職名、氏名）

質 問 内 容	聴 取 内 容
1 工事（業務・物件）の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 1のような話を聞いたことがありますか（心当たりはありますか。）。	
3 本工事（業務・物件）について、他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがありますか。	
4 あったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話合いでしたか。	
5 本工事（業務・物件）の積算は、貴社で行っていますか。また、応札額の決定は誰が行っていますか。	
6 談合情報と入札結果を比べると、（落札業者、落札金額、落札率等の項目）がほぼ同じとなっていますが、どう思いますか。再度伺いますが、他の入札参加者と話し合いをしたことはありませんか。	
7 その他の必要事項	

事 情 聴 取 手 順

- 1 入札参加者全員に、当該工事（業務・物件）の入札前（後）に談合情報があったため、事情聴取を行う旨を伝え、日時及び場所を指定し、入札・契約等の権限を有する責任者を呼び出す。
- 2 1社ずつ個別に事情聴取を行うが、名刺を徴するなどして、会社名、役職名及び氏名を確認する。
- 3 入札・契約等の権限を有する責任者であることを確認する（あなたは、入札・契約等の権限を有する責任者ですか。）。
- 4 会社内の動き、情報を知り得る立場であることを確認する（あなたは、会社内の動き、情報を知り得る立場にある方ですか。）。
- 5 談合情報があったため、これから事情聴取を行う旨を伝える（本工事（業務・物件）に関して談合情報がありましたので、これから事情を伺います。）。
- 6 以後、事情聴取書の内容に沿って事情を聴取する。

誓 約 書

年 月 日に入札（開札）が執行された下記の案件に
関し、談合等の不正行為は一切行っていないことを誓約いたします。

※落札者のみ下記 2 行を挿入

万一、当該工事（業務・物件）に関する談合等の事実が明らかにな
った場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会又は警察に送付されて
も異議はありません。

記

工事（業務・物件）名

工事（業務・納入）場所

年 月 日

田原市長 殿

住所

名称

代表者氏名